

監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人大学入試センター（以下「法人」という。）の令和6事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、注記事項及び附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査・評価部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

法人の業務は、独立行政法人大学入試センター法第13条により、（ア）大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと、（イ）大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと、（ウ）大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと、（エ）その他前3項の業務に附帯する業務を行うこと、とされているが令和

6年度におけるこれらの業務については、すべての業務において法令等に従い適正に実施されている。法人の事業は中期計画及び年度計画の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されており、指摘すべき重大な事項は認められない。

特記すべき事項として、令和7年度共通テストでは新学習指導要領に対応した出題教科・科目となり新・旧教育課程両方に対応した複雑な試験となることで多くのトラブルが予想されたが、試験実施に向け、実施方法の検討を入念に行い、受験者や大学に対し変更点の周知を徹底するなど周到な準備を行った結果、大きなトラブルが発生することなく円滑に試験を実施することができたことは高く評価できる。

2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

独立行政法人通則法改正（平成26年6月）に際し、内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。又、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

3 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

令和6事業年度事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

令和7年6月18日

独立行政法人 大学入試センター

監 事 東 信 彦

監 事 大 隈 暁 子

（注）上記は、「監査報告」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当独立行政法人が別途保管しております。